

能登和倉万葉の里マラソン売店等設置運営要綱

1 趣旨

この要綱は、能登和倉万葉の里マラソン（以下「大会」という。）の参加者及び一般観覧者等への便宜を図るため、大会指定区域内での売店及び展示ブース（以下「売店等」という。）の設置並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 売店等設置者及び設置会場等

会場内の売店等は、能登和倉万葉の里マラソン大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が設置する。

会 場	時 間
大会特設会場（和倉温泉ヨットハーバー駐車場）	8時30分～18時00分

3 売店等の規模

- (1) テント (1小間=3600mm×3600mm)
- (2) 長机 (1小間につき2脚)
- (3) パイプイス (1小間につき2脚)
- (4) コンセント (1小間につき2口【100V】)
- (5) 水道設備 (2小間につき1箇所【共同】)

4 出店者の負担

- (1) 出店の運営に要する経費、組織委員会が設置する施設及び備品以外の設営物
- (2) 1小間につき、50,000円から（入札方式による）

5 販売品目

売店等において販売できる品目は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 大会記念グッズ（組織委員会の許可等を受けたものに限る）
- (2) スポーツ用品、写真材料、宅配便等大会参加者等の便宜を図るもの
- (3) 土産品類
包装、内容、品質が土産品にふさわしく、食品にあつては食品衛生法に基づく適正な規格（表示）のものであつて、かつ、郷土物産品としてふさわしいもの
- (4) 飲食物
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器または包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、関連法令に基づく表示がなされているもの
- (5) その他組織委員会が許可したもの

6 出店者の資格

出店者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、次の各号以外に組織委員会が必要な条件を付することがある。

- (1) 営業経験及び実績を有し、原則として七尾市内に店舗または事務所を有する団体
- (2) 法令等により許可または登録を必要とする売店等については、当該許可または登録を受けていること
- (3) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと

7 出店者の選定及び出店の位置

- (1) 協賛企業等を優先するものとし、それ以外については、6の要件を満たすものの中から1小間ごとに入札により選定し、予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

8 出店の申請

出店を希望するものは、組織委員会が定める期日までに売店等出店申請書（様式第1号）に売店等出店概要書（様式第2号）を組織委員会に提出しなければならない。

9 許可証の交付

組織委員会は、出店の申請をしたものの中から、別に定める基準に基づき選定を行い、適当と認められたものに対して売店等出店許可証（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

10 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、当該売店等の管理運営が適正に行われるよう努めるものとする。

11 遵守事項

出店者及び当該従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店頭に出店許可証及び食品衛生法許可を要する営業にあつてはその許可証を掲示すること
- (2) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、駐車許可証を指示された位置に掲示し、指定された場所に駐車すること
- (3) 販売品等の搬入・搬出及び販売は必ず指定された時間内に行うこと
- (4) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い販売価格を明示すること
- (5) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること
- (6) 売店等及びその周辺の清掃は、各出店者が責任をもって行い、売店等で発生したごみは各自で搬出・処理し、環境美化に努めること
- (7) 指定した営業時間内は、責任をもって販売に当たること
- (8) その他、関係法令等を遵守し、組織委員会及び施設管理者の指示に従うこと

12 禁止事項

出店者及び当該従業員は、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し、出店の権利の譲渡、転貸または売店等の管理運営を委託すること
- (2) 販売品を不当な価格で販売すること
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること
- (5) 拡声器または音響器具類を使用すること
- (6) その他、大会運営に支障のある行為を行うこと

13 事故等の処理

売店等において事故等が発生したときは、出店者は直ちに組織委員会及び関係機関に連絡するとともに、その指示に従い事故処理にあたるものとする。

14 許可の取消し

組織委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、出店の許可を取り消すことができる。この場合において出店者は、組織委員会に対して異議申し立てはできない。

- (1) 関係法令及びこの要綱に違反したとき
- (2) 組織委員会及び施設管理者が不相当と認めたとき

15 損害賠償

出店者は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

16 原状回復

出店者は、大会終了後直ちに原状に復し、組織委員会の確認を受けなければならない。

17 その他

この要綱に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、関係者と協議して組織委員会が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

この要綱は、平成28年11月29日から施行する。